

第183回八王子市都市計画審議会議事録

〔報告事項1～4〕

開催日 令和6年7月4日

八王子市都市計画審議会事務局

会 議 名	第 1 8 3 回八王子市都市計画審議会			
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 4 日（木曜日）午後 2 時～午後 3 時 4 分			
開 催 場 所	八王子市役所 議会棟 4 階 全員協議会室			
出 席 委 員	会 長	村 尾 公 一 君	会 長 職 務 代 理	市 古 太 郎 君
	1 番	戸 谷 彰 宏 君	1 0 番	藤 賀 雅 人 君
	2 番	岸 田 功 典 君	1 1 番	森 喜 彦 君
	3 番	中 村 公 彦 君	1 2 番	廣 瀬 幸 男 君
	4 番	久 保 井 博 美 君	1 4 番	若 月 雅 君
	6 番	中 島 正 寿 君	1 5 番	吉 本 孝 良 君
	7 番	安 藤 謙 治 君	1 6 番	舛 崎 久 夫 君
	8 番	舩 木 翔 平 君	1 8 番	鴨 志 田 恵 美 君
	9 番	望 月 翔 平 君		
欠 席 委 員	1 3 番 菱 山 史 郎 君			
市 出 席 職 員	副市長	中 邑 仁 志	土地利用計画課長	倉 田 貴 文
	総合経営部長	真 辺 薫	都市計画課長	福 士 大 介
	福祉部長	立 花 等	交通企画課長	渡 部 哲 也
	産業振興部長	平 塚 裕 之	まちなみ整備部 開発・建築担当部長	八 木 忠 史
	環境部長	三 宅 能 彦	開発審査課長	妻 鳥 仁
	都市計画部長	竹 内 勝 弘	建築指導課長	濱 平 孝 徳
	まちなみ整備部長	小 林 中		
事 務 局	都市総務課長	秋 山 三 成	都市総務課主任	田 島 雄 一 郎
	都市総務課課長補佐	土 屋 輝 純	都市総務課主事	永 田 杏 好
	都市総務課主査	大 島 直 己		
議 題	報告事項 1	八王子市都市計画マスタープラン（素案）について（報告）		
	報告事項 2	八王子市土地利用制度の活用方針の改定（素案）について（報告）		
	報告事項 3	八王子市用途地域等の指定方針・指定基準の改定（素案）について（報告）		
	報告事項 4	市街化調整区域における地区計画の運用方針（元八王子町学校用地地区）（素案）について（報告）		
傍 聴 人	3 人			

配付資料	<p>〔事前配付資料〕</p> <ul style="list-style-type: none">・報告事項 1 資料・報告事項 2 資料・報告事項 3 資料・報告事項 4 資料 <p>〔机上配付資料〕</p> <ul style="list-style-type: none">・第 1 8 3 回八王子市都市計画審議会 次第・審議会委員名簿・審議会幹事名簿
------	--

[午後2時開会]

◎【事務局】 大変お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから第183回八王子市都市計画審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。事務局を担当いたします都市総務課長の秋山です。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着座にて失礼いたします。

本来ですと、会長が本会の進行に当たるところでございますが、本年3月31日をもって学識経験者の委員の任期が終了したことによりまして、会長及び会長職務代理が不在となっておりますので、しばらくの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

本日の審議会には、議席番号第13番菱山史郎委員から、事前に欠席の届出が出ております。

委員定数18名のうち、半数以上の委員が出席されておりますので、これから第183回八王子市都市計画審議会を開かせていただきます。

はじめに、配付資料を確認いたします。本日、机上に配付しました資料ですが、第183回八王子市都市計画審議会と題しました本日の次第、審議会委員名簿、審議会幹事名簿の3枚でございます。報告事項に関する資料につきましては、委員の皆様には事前に配付させていただいております。よろしいでしょうか。幹事と説明委員につきましては、ペーパーレス化のため、タブレットまたはノートパソコンにより資料を参照しますので御了承ください。

次に、審議会の委員に変更がありましたので、新しく就任されました委員を御紹介いたします。御手元の審議会委員名簿に従い、お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でお立ち願いたいと存じます。

本年7月1日付で、新たに公募による市民委員として任命いたしました2名の委員を紹介いたします。議席番号第3番、中村公彦委員でございます。

◎第3番【中村公彦君】 中村と申します。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 続きまして、議席番号第16番、舛崎久夫委員でございます。

◎第16番【舛崎久夫君】 舛崎です。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 以上、2名の新任委員でございます。

続きまして、本年4月1日付の人事異動により、市側の幹事8人に変更がありましたので、新任の幹事を紹介いたします。

まず、総合経営部長の真辺薫でございます。

◎総合経営部長【真辺薫君】 真辺薫と申します。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 福祉部長の立花等でございます。

◎福祉部長【立花等君】 立花等です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎【事務局】 産業振興部長の平塚裕之でございます。

◎産業振興部長【平塚裕之君】 平塚裕之です。どうぞよろしくお願いいたします。

- ◎【事務局】 環境部長の三宅能彦でございます。
- ◎環境部長【三宅能彦君】 三宅能彦でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- ◎【事務局】 都市計画部長の竹内勝弘でございます。
- ◎都市計画部長【竹内勝弘君】 竹内勝弘でございます。よろしく願いいたします。
- ◎【事務局】 まちなみ整備部長の小林中でございます。
- ◎まちなみ整備部長【小林中君】 小林中でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- ◎【事務局】 都市計画課長の福士大介でございます。
- ◎都市計画課長【福士大介君】 福士大介でございます。よろしく願いいたします。
- ◎【事務局】 交通企画課長の渡部哲也でございます。
- ◎交通企画課長【渡部哲也君】 交通企画課長の渡部哲也です。よろしく願いいたします。
- ◎【事務局】 それでは、ここで中邑副市長から御挨拶申し上げます。
- ◎副市長【中邑仁志君】 皆さん、こんにちは。副市長の中邑でございます。副市長になって

初めての都市計画審議会ということで、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、皆様方には本当に御多用の中、また、酷暑の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より都市計画行政に多大なる御協力、御理解をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さて、本市では1月に初宿市長が就任いたしまして、新たな体制となっております。ただ、本市の基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」を受け継ぎまして、これを未来の八王子の設計図として、まちづくりに取り組んでいるところでございます。こうした本市が目指す将来のまちづくりの礎になるものが、この都市計画でございまして、広域的かつ総合的な観点から、土地利用、都市施設、市街地整備、こういったものを定めるといったものでございます。

本審議会におかれましては、将来の八王子の都市づくりに関する各議題について、慎重かつ十分に審議をお願いしたいと思っております。委員の皆様方には、それぞれの専門的な見地から多大な御意見、御助言をいただきたいと思っておりますので、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

- ◎【事務局】 ありがとうございます。

-
- ◎【事務局】 つきまして、新しい会長の選出を議題にしたいと思っております。

会長につきましては、八王子市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員から選出することになっております。つきましては、新会長の選出に当たり、臨時の議長をどなたかをお願いしたいと思います。臨時議長の選任でございますが、事務局に指名をお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎【事務局】 ありがとうございます。

それでは、若月委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎【事務局】 それでは、若月委員に臨時議長をお願いし、会長の選出をお願いいたします。

◎臨時議長【若月雅君】 ただいま御指名をいただきました若月でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、八王子市都市計画審議会条例第4条の定めによりまして、会長の選出をいたしたいと存じます。会長の選出につきましては、八王子市都市計画審議会運営基準の第3号第1項により、単記無記名投票とされているところでございます。同じく第4項におきましては、委員中に異議がないときは、指名推薦による方法を用いることができるとされております。

今回の会長の選出につきましては、投票による、あるいは指名推薦によるか、いかがでございましょうか。御意見があればお伺いいたします。どうぞ。

◎第15番【吉本孝良君】 今回、指名推薦の方法がよいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎臨時議長【若月雅君】 ありがとうございます。

ただいま吉本委員から、会長の選出につきましては指名推薦との御意見がございましたけれども、この御提案につきましては御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎臨時議長【若月雅君】 ありがとうございます。

では、御異議がございませんでしたので、指名推薦の方法にて会長を選出させていただきたいと存じます。

それでは、新会長の推薦をお願いしたいと思います。市古委員。

◎第5番【市古太郎君】 市古でございます。引き続き村尾委員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

◎臨時議長【若月雅君】 ほかに、御推薦はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎臨時議長【若月雅君】 ほかにないようでございますので、お諮りをさせていただきます。

八王子市都市計画審議会の会長に村尾委員を選出することについて、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎臨時議長【若月雅君】 ありがとうございます。

それでは、会長には村尾委員をお願いをしたいと存じます。

それでは、ここで進行につきましても村尾委員に替わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

◎会長【村尾公一君】 　　ただいま会長に御指名をいただきました村尾でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

御承知のとおり、都市計画審議会は都市計画に関する市長の諮問機関として、将来の八王子のまちづくりについて重要な役割を担っております。委員の皆様には、市民の方々や各分野の専門家の方々が指名されております。それぞれの分野から積極的な御意見をいただき、活発な議論をしていただきたいと思います。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

.....

◎会長【村尾公一君】 　　それでは、次第に従いまして進行いたします。

議事録の署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名してまいります。本日の署名委員は、第10番藤賀雅人委員と第11番森喜彦委員をお願いいたします。

なお、作成しました議事録はホームページと図書館等で公開しますので、御承知おきください。

.....

◎会長【村尾公一君】 　　次に、会長職務代理の選任でございますが、都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長が指名することとされております。会長職務代理には、議席番号第5番市古太郎委員を指名したいと思います。よろしくお願い致します。

.....

◎会長【村尾公一君】 　　それでは、これより議事に入ります。

本日は報告事項の申出が4件ございます。

まず、報告事項1.八王子市都市計画マスタープラン（素案）について御報告願います。倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 　　それでは、報告をさせていただきます。

報告事項、都市計画マスタープラン（素案）について御説明をさせていただきます。

初めに資料の確認をさせていただきます。資料は3種類、御用意させていただいております。まず、本件の概要をお示ししております八王子市都市計画マスタープラン（素案）について、A4縦の1ページでございます。次に改定の概要を示しております別紙1、参考資料、パワーポイント用の横の資料になります。最後に別紙2といたしまして、都市計画マスタープランの素案の本編でございます。以上、3点でございます。よろしくお願い致します。

それでは、報告事項資料、A4のもので説明に入らせていただきます。

まず1番、報告趣旨でございますが、本市の都市計画マスタープランについては、改定作業に着手する旨を令和4年7月に、また、令和5年11月に検討経過を本審議会にて御説明をさせていただいているところです。このたび素案について取りまとめをさせていただきましたこ

とから、その内容について御報告をさせていただくものであります。

続きまして2番、報告内容についてでございますが、参考資料について御説明をさせていただきたいと思っております。別紙1、報告事項1参考資料、パワーポイントのほうを御覧いただければと思っております。こちらの資料の2ページを御覧ください。本方針の位置づけについてでございますが、都市計画法第18条の2に規定される市町村が定める都市計画に関する基本的な方針でありまして、「八王子未来デザイン2040」、「都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものとなっております。市が進める市街地整備や用途地域、地区計画をはじめとする都市計画変更のよりどころとなる方針で、計画期間は10年間です。

3ページを御覧ください。前回御報告をさせていただいた際には、都市ビジョンは、現行計画を継承しつつも新たなまちづくりの概念、技術などを踏まえて更新し、都市づくりの方針では、人を中心とした道路空間への再構築、みどりの活用を通じた保全、災害リスクに応じた開発、建築行為の誘導などを進める考えを示しまして、委員の皆様からは、都市のレジリエンス強化や公共交通、観光振興、ウォークブルなまちづくりの重要性などについて御意見をいただいたところでございます。

4ページ目を御覧ください。今回御報告する素案の全体像をお示ししてございます。左に都市計画マスタープランの構成、右に改定の方向性をお示ししており、具体的な内容は各項目に沿って、次ページ以降で御説明をさせていただきます。

参考資料、別紙2の素案と併せて御覧いただければ幸いです。なお、素案の赤字は現行計画からの変更箇所となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。20年後の都市ビジョンについてでございますが、左に示す題目に当たる部分は、現行計画を継承し、ビジョンの具体的なイメージ、課題などについては右にお示しするキーワード等を踏まえ、全体的にアップデートを図っております。特に職住学遊が調和した土地利用、公共交通が充実した歩いて楽しいまち、市内産業の育成と新たな産業の誘致、農地・里山などみどりの活用による質の向上と適切な管理、自然環境を生かした農林業振興や日本遺産などを活用した観光振興の推進などが重要な観点と考えております。

6ページを御覧ください。都市づくりの基本的な方向性についてでございますが、基本理念、都市づくりの目標は現行計画を継承し、将来都市構造は拠点沿道ネットワーク型都市構造を発展、強化し、都市の利便性と豊かな自然を併せ持つ本市の強みを生かす土地利用を推進するとしております。

7ページを御覧ください。都市づくりの方針についてでございますが、本市の現状や都市ビジョンを踏まえると、将来にわたって本市が持続的な発展を続けるには、住宅地としての魅力づくりとともに、みどりを活かしたまちづくり、職住近接の実現に向けた取組を進めることが特に重要であると認識しております。ここで、みどり分野では、観光振興・農業振興を通じて、みどりを活用しつつ適正な管理と質の向上を目指します。居住分野では、一部の戸建て住宅地

や中高層住宅地で高齢化に伴う世代交代が進んでいることなどから、日常の買物や交流、福祉、子供の視点、コワーキングなど新たな居住ニーズへの対応とともに、公共施設再編、公共交通の強化を図る旨を記載いたしました。

さらに、働く場の確保に向けては、現在あります工場などの操業環境の保全とともに、新たな産業用地の創出に向けて、未利用地や幹線道路沿道の活用を促進する考えを示しております。

8ページを御覧ください。土地利用の方針についてでございますが、社会の要請に応え、地域の特色や強みを生かすため、現行の用途規制だけにとらわれず、きめ細やかな土地利用を推進する考えを示しております。

土地利用方針図の変更点は、9ページと併せて御覧いただければ幸いです。大きく3つの要素がございます。1つ目は、計画的な工業集積、操業環境の保全を意図した工業地の位置づけ、2つ目は、低未利用地における産業用地の創出を意図した工業系土地利用の位置づけ及び新たな土地利用検討エリアの明示。3つ目は店舗、事務所、倉庫などでの活用可能性の拡大を狙いとした主要な幹線道路沿道への都市型の複合住宅地の位置づけです。

10ページを御覧ください。地域づくりの方針に位置づける主要な事業を6地域ごとにお示しをしております。これらは地域経済に与える影響も大きいことから、着実に事業進捗を図ってまいりたいと考えております。また、太字で示す事業は、今後10年間の取組を想定して、都市計画マスタープラン上の記述を強化しております。

資料11ページを御覧ください。実現化方策でございますが、イメージに示しますように、個別のまちづくり方針や都市計画提案制度などの一定のプロセスを踏んだ上で、随時、都市計画マスタープランの一部に位置づけ、都市計画変更につなげる考えをお示ししております。これにより、将来予測が不確実な時代においても、都市づくりの機動力と柔軟性を確保したいというふうに考えてございます。

ここまでの素案の内容となります。

最後に、再度、報告事項資料にお戻りください。

資料の下、3.今後の予定についてでございますが、この後、8月にパブリックコメントを実施した後、計画案を取りまとめ、11月頃に、再度本審議会に諮問をさせていただき、答申をいただき、年内の策定・公表を目指す考えでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 　　ただいまの報告に対し、何か御質問がありましたらお伺いいたします。
よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎会長【村尾公一君】 　　御質問がないようですので、次に移ります。

◎会長【村尾公一君】 続いて、報告事項2.八王子市土地利用制度の活用方針の改定（素案）について及び報告事項3.八王子市用途地域等の指定方針・指定基準の改定（素案）について御報告願います。富士都市計画課長。

◎都市計画課長【福士大介君】 それでは、報告事項の2.八王子市土地利用制度の活用方針の改定（素案）について御説明をいたします。

本件の資料ですが、事前に御送付させていただいたものが3点ございます。1点目がA4縦の1枚ものの資料、八王子市土地利用制度の活用方針の改定（素案）について（報告）、それから2点目がA4横のカラー刷りのパワーポイント資料、別紙1、報告事項2参考資料と右肩に書いてあるもの、それから3点目がA4縦のカラー刷りの冊子、右上に別紙2、報告事項2参考資料とございます。この3点でございますが、よろしいでしょうか。

なお、今後、土地利用制度の活用方針ということにつきましては、以下、本方針と呼ばせていただきますので、御了承ください。

それでは、まずはじめにA4縦の資料を御覧ください。

まず、1の報告趣旨についてですが、本方針は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造や土地利用方針等の実現に向けまして、土地利用の規制・誘導に関する各種制度を、適切かつ効果的に選択・活用していく上での基本的な考え方を整理したものでございます。本件は、昨年11月の本審議会での都市計画マスタープラン改定に向けた中間報告におきまして、活用方針の改定に向けた検討を並行して行っている旨を御報告いたしました。今般、その検討が進みまして、改定素案として取りまとめたことから、この内容について御報告いたします。

次に、報告内容についてですが、別紙のA4版、カラー刷りの資料、パワーポイント資料を御覧ください。こちらで御説明いたします。

1枚めくっていただいて、2ページを御覧ください。本方針の役割と見直しのポイントについて御説明いたします。本方針は、都市計画マスタープランに示されます将来都市構造、それから土地利用方針等の実現に向けまして、各種制度の活用や課題の改善に向けた考え方を整理するものでありまして、今後もここで示す制度、手法等を活用しまして、個別のまちづくりにおける具体的な都市計画の決定や土地利用制度の活用に向けた検討を図っていくものでございます。また、本市の用途地域の指定は八王子市用途地域等の指定方針・指定基準に準じて行っていくことから、活用方針の改定内容に応じまして、こちらでも並行して反映を行うところでございます。

3ページを御覧ください。本方針の構成についてでございますが、都市計画マスタープランに掲げます土地利用の方針ごとに、市街地の実態や課題を明らかにした上で、用途地域や地区計画をはじめとする諸制度の活用の考え方と手法の例示を整理しております。

次に、本方針の見直しのポイントですが、都市計画マスタープランの都市づくり方針で示されます4つの施策分野ごとに新しい強化する要素が示されたことを踏まえまして、活用方針で

は、これらの対応としまして、各種制度の活用の考え方、それから手法例、こういったものを追加・強化してございます。

4ページを御覧ください。主な改定内容について順次御説明いたします。左の表に都市計画マスタープランの新しい・強化する要素、右に本方針の考え方と手法のイメージをお示しております。

まず、市街地整備・交通の分野からですが、人を中心とした道路空間への再構築、歩きたくなるまちづくり、工業系用地における操業環境の保全、公共施設再編や都市機能の集積、これらの3つを踏まえまして、本方針では、まず一番上、中心拠点や地域拠点における歩行空間や滞留空間の創出を図るための手法としまして、総合設計制度など都市開発諸制度の運用、次にマンション低層階への商業・業務機能の誘導によるにぎわいの連続性の確保を図るための手法としまして、地区計画による低層階を住宅とする場合の容積率の制限の設定、そして次が、生産性の向上や就労環境の充実に資する機能拡充を図るための手法としまして、用途地域等の指定方針・指定基準の見直しによる操業環境の機能拡充に対応した容積率の指定、そして、このページ最後になりますが、学校再編等に伴う跡地において、地域の利便性向上や活性化等に資する新たな機能の誘導を図るための手法としまして、特別用途地区の導入を例示してございます。

次に5ページをおめくりください。こちらが、みどり・環境・景観の分野となっております。まず、農地や里山など身近なみどりの活用と質の向上、農を活かしたまちづくり、6次産業化の推進と民間投資の促進とともに地域振興と広域的な観光振興の推進、これらの2つを踏まえまして、本方針では、右になりますが、営農環境と居住環境との調和や地域内に残る良好な農地の保全、発展的な利用を促すための手法としまして、農の風景育成地区の指定や、田園住居地域、農地保全型地区計画の導入、開発許可制度の運用、下に行きまして、みどりの適切な管理・保全が両立した、自然環境を生かした体験学習など地域振興・観光振興に資する土地利用を誘導するための手法としまして、開発許可制度の運用や市街化調整区域における地区計画の活用を例示しております。

6ページをおめくりください。こちらは都市防災の分野となっております。災害リスクや周辺への波及効果、将来の維持管理コストなどを踏まえた、質の高いストックの形成を踏まえまして、本方針では、市街化区域内のハザードエリアにおいて、一定規模以上の住宅地化を抑制するための手法として、立地適正化計画の居住調整地域の指定、建築・開発の技術基準の強化、木造住宅密集地域では、敷地の細分化防止や建替えに合わせた不燃化など、予防や改善を促進するための手法としまして、地区計画による最低敷地面積の設定や新防火地域の指定といったものを例示してございます。

次、7ページ目を御覧ください。こちら最後になりますが、土地利用の方針といった分野になります。多様性に富んだ都市の形成、市街化調整区域内のみどりの適正な管理・保全を両立

する土地利用を戦略的に誘導するといった、これらの2つを踏まえまして、本方針では、住居地域において生活支援機能などを徒歩圏内に誘導するための手法としまして、用途地域、地区計画等の見直しや、立地適正化計画の居住環境向上用途誘導地区の指定、幹線道路沿道等の市街化調整区域内で、無秩序な市街地の拡大が懸念される区域を対象にしまして、みどりの管理・保全が両立した産業系土地利用を誘導するための手法としまして、市街化調整区域基本方針の改定、市街化調整区域における地区計画の導入、こういったものを例示しております。

主な見直しポイントは、以上となります。

資料はまたA4の1枚ものに戻っていただきまして、最後に3.今後の予定ということですが、先ほど御説明差し上げました都市計画マスタープランの予定と同様に、今年度パブリックコメントを実施しまして、本年度秋には本審議会にお諮りする予定でございます。

報告事項2の説明については、以上でございます。

続きまして、報告事項3に移らせていただきます。報告事項3につきましては、八王子市用途地域等の指定方針・指定基準の改定（素案）について御説明をいたします。以下、指定方針・指定基準と呼ばさせていただきますので御了承ください。

まず、お配りした資料についての確認でございます。こちら3点です。1点目が、A4の1枚もの、八王子市用途地域等の指定方針・指定基準の改定（素案）について（報告）、それから2点目が、カラー刷りのパワーポイント資料、別紙1、報告事項3参考資料、そして最後に、A3横の冊子です。別紙2、報告事項3参考資料、3点でございます。過不足ありませんでしょうか。

そうしましたら、初めにA4縦1枚ものの資料を御覧ください。こちらで御説明をいたします。

まず、1の報告趣旨についてですが、指定方針・指定基準は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造や土地利用方針等の実現に向けまして、用途地域等を指定する際の基本的な方針、それから指定に関する基準、こういったものを定めたものでございます。今般、都市計画マスタープランの改定作業とともに、関連施策の早期実現に向けまして並行して検討を行ってききましたが、指定方針・指定基準の改定素案を取りまとめたことから、この内容について御報告するものでございます。

続いて報告内容についてですが、こちらは別紙のパワーポイント資料、A4横のカラー刷りを御覧ください。こちらで御説明いたします。右肩に【報告事項3参考資料】とあるものでございます。こちらの2ページを御覧ください。

これまでの経過と対応について御説明をいたします。指定方針・指定基準につきましては、平成14年に当初策定を行いまして、平成23年には都市計画法の一部改正など、都市づくりにおける主体性の高まりを受けまして、本市の実情に即したものとするため、平成28年には指定方針・指定基準の改定を行っておりますが、都市計画マスタープランの改定に伴う新たな

将来都市像の実現に向けまして、現行の指定方針・指定基準の見直しを今回改めて行うものがございます。

3ページを御覧ください。こちらは見直しのポイントになっております。都市計画マスタープランに掲げる新たな都市像の実現に向けまして、本市の実情に即した都市づくりを図るため、主に以下の3点について見直しを行うものがございます。

1つ目、産業系土地利用の配置方針見直しへの対応を行うため、指定方針の一部見直しを図るものがございます。それから2つ目は、産業系土地利用における機能拡充への対応としまして、指定容積率の上限の変更に向けた指定基準の見直しを図るといったものです。3つ目が、住居系土地利用における農地と住宅が共存する市街地環境づくりへの対応としまして、田園住居地域の活用に向け指定方針・指定基準の追加を図るものがございます。

以下、具体的に御説明いたします。4ページを御覧ください。産業系の土地利用では、工場等の操業環境の維持・向上を基本としながら、現在の3つのエリアで内容の整理を行うものがございます。工場地では、これまでの工業専用地域、工業地域に加えまして、近年新たに準工業地域に指定しつつ地区計画により工業集積が図られているエリアを追加したものといたします。産業・業務複合地につきましては、準工業地域で、主要な幹線道路沿道と、その結節点周辺などの一定の都市基盤を有しながら、周辺環境との調和に配慮が必要なエリアを位置づけるものがございます。工業複合地については、準工業地域で、周辺環境との調和しつつ、住宅との共存を図る必要があるエリアを位置づけるものがございます。

続きまして、5ページをおめくりください。こちらは産業系の土地利用で、工業専用地域、工業地域における工場等の操業環境の維持・向上に資する機能の拡充といったものに対しまして、指定容積率の上限の見直しを行うものがございます。都市計画マスタープランで示されます新しい・強化する要素で掲げる工業系用地における操業環境の保全を踏まえ、生産性の向上や就労環境の充実に資する機能拡充を許容するため、都市基盤が整備済み、または整備されることが確実な区域であること、地区計画により良好な環境の形成、保全が確保できるものにつきましては、指定容積率を現行の200%から300%とするといったことを可能にするものがございます。

6ページを御覧ください。住居系土地利用における農地と住宅が共存する市街地環境づくりへの対応としまして、田園住居地域の活用に向けた指定方針の追加を行うものがございます。都市計画マスタープランで示される新しい・強化する要素で掲げます農地や里山など身近なみどりの活用と質の向上、農を活かしたまちづくり、6次産業化の推進というところを踏まえまして、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在する地域や、住宅と農地が共存し将来にわたって良好な居住環境と営農環境を維持していく地域などに積極的な指定を図るものがございます。

7ページを御覧ください。田園住居地域の活用に向けた指定基準の内容となります。設定の

根拠としましては、1つ目に、東京都が定める田園住居地域に係る指定基準等は、本市を含む多摩広域拠点における指定等を対象としていること、2つ目に、田園住居地域の指定基準の設定は、第一種低層住居専用地域をベースとしておりますが、東京都と本市の指定基準はおおむねこれと整合しているといったことから、東京都の指定基準を準用するものいたします。これに伴い、指定すべき区域やその他指定、配置及び規模等の定めるべき事項は、下の表の内容としております。

主な改定の内容は以上でございます。

資料をまたA4の縦の1枚ものに戻っていただきまして、最後に今後の予定についてですが、こちらも都市計画マスタープランの予定と同様に、今年度パブリックコメントを実施しまして、秋には本審議会へお諮りする予定でございます。

御説明は以上でございます。

◎会長【村尾公一君】 ただいまの報告に対し、何か御質問がありましたらお伺いいたします。市古委員。

◎会長職務代理者【市古太郎君】 市古でございます。今御説明があった方向性については、賛成でございます。産業系の機能拡充というか、産業を育成していくために都市計画的にも対応していく、それから田園住居地域の指定についても、市民のニーズが高いところかと思えます。農地と住宅地の共存ということですね。

その上で、意見というか、コメント的なところで、特に田園住居地域についてですけれども、細かいところで恐縮ですが、本日のA3横の資料の13ページに、指定標準で適用区域について1、2、3、4の類型が例示されています。特にこの適用区域の1とか2辺りを、八王子市内の低層住居地域、第一種低層住居専用地域に指定されているところをよくよくスタディーしていただく必要があるのではないかなという気がいたしました。1のカテゴリーと2のカテゴリーをうまく実態をとらえて活用していくということが、この都市計画審議会においても毎年、生産緑地の審議も行っておりますので、できるだけ実態に即した、かつ、市民の農と住宅地というニーズに合うような、そういった方向性で運用をしていただければというふうに思いました。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 御意見ですが、何かございますか。富士都市計画課長。

◎都市計画課長【富士大介君】 御意見ありがとうございます。自然・みどりをはじめ農地など、みな八王子市の大事な魅力の一つだと思っております。今回ここでお示した内容については、八王子市が今後、都市計画の考え方として農地をどう扱っていくのかといったところの姿勢を示したものと考えております。本来、農を扱う都市計画制度、生産緑地ぐらいしかなかったところだと思うのですが、近年、様々な制度が新たにできておりますので、それぞれの特

徴を研究しながら、今後一つ一つクリアしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御質問はございますでしょうか。藤賀委員。

◎第10番【藤賀雅人君】 私も田園住居地域のところが非常に気になって、市古委員と重複してしまうようなところもあるかもしれないですけども、全国的にも、まだ事例がほとんどないと言っても過言ではないと思いますし、東京、八王子らしさを求めるというふうな意味での指定の仕方や基準をもっと考えるという、走りながら考える必要があるかなというふうには思っています。

その中で、先ほど市古委員からも適用区域の1・2の辺りを御指摘いただいたと思うのですが、4段階に分かれている区分を見ると、第一種低層住居専用地域に比べれば、建蔽率、容積率ともに少し大きめの割合も指定できるようにも読める状態になっていると思います。これが第一種低層住居専用地域と同じぐらいの空地を求めていくという発想なのか、もう少し産業的な意味合いを含めた農として扱っていくものなのかという辺りは、しっかりと方針というか、運用の仕方をもう少し細かく見ていったほうがよいかと思います。少し意味合いが違う田園住居地域が指定される可能性があるかなというふうに思いますので、その辺りを指針としてもしっかりと示した上で都市計画審議会に諮られると、よりクリアになって運用できるかなというふうに思いました。こちらも意見でございます。

◎会長【村尾公一君】 何かございますか。福士都市計画課長。

◎都市計画課長【福士大介君】 ありがとうございます。今後、御指摘のとおり、なかなか事例もないという中で、そこをこれから踏み出すという覚悟でここでお見せしたものだと思しますので、やはりここは今後研究しながらやらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◎会長【村尾公一君】 私からも一言。この説明を受けたとき、都市計画としてこの農地の関係に入り込んでいくというのは非常に困難を極めるというふうに認識していますし、両委員からもお話があったように、なかなかチャレンジなことだというふうに思っております。したがって、いろいろな農政との関係も含めて十二分に調整しながら、極力いい形で実現されることを望んでおります。頑張ってください。

ほかに御意見等ございますか。船木委員。

◎第8番【船木翔平君】 僕は3点ほどよろしいでしょうか。同じく田園住居地域のところと、人が歩きたくなる道、まちづくりのところと3点ほどあるのですが、田園住居地域において、ずっと今までもお話があったように、住宅地と農地においては、ある程度、境目というか、緩衝帯みたいな形のものも大事なかなというふうにも思っております。今おっしゃっていたことと少し重複してしまいますけど、農業をやりたい、できる環境を整えるためには、ある程度環境整備、ルールが必要なのか、規制が必要なのかというふうにも思っております。これは

僕の単なるコメントになってしまうのですが。

あと、田園住居地域だけではないですけど、6次産業化とか農地の活用の話においては、飲食をできるスペースを造ったりとか、農地にある程度何かしらの建造物が建ってということが想定され、あちこち地方を見て行くと、大規模に6次産業化するだけでなく、近年だと新規就農者などは小さい農地から加工して、さらにその場で飲食できるスペースを造って行って、段階的なプロセスで自分の農業経営を成り立たせていくことが、地方においても、都心部においても結構増えつつあるものですから、そういうことも想定しながら、規制、ルールづくりも見ていただきたいなど。これもまたコメントになります。

最後ですけど、人が歩きたくなるまちづくりに関してですけども、単なる木を植えて、まちを整備して、歩きたくなるような空間づくりをする、あとテナントを入れてとか、そういう環境ももちろん大事だと僕は思っていますが、それだけでは歩きたくなるようになるだけではないのかなと僕は思っていて、テナントも全て入るかという、なかなか難しい場合もあったりとか。また、公園的な、木を植えて涼しい箇所があるというだけ、それはポイント的には必要かと思っているのですが、何が言いたいかという、視点場というものが大事だと思っていて、八王子市においては景観行政を担当する部署があると思うのですが、やはり人が歩きたくなるためには、そこで1回休憩をして、ぱっと外を見たときの風景だったりとか、景観、視点場が結構僕は大事だと思っています。

これは質問になりますが、人が歩きたくなるまちづくりに関して、景観行政についての視点や考え方についてどのようにお考えか、教えていただきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 福士都市計画課長。

◎都市計画課長【福士大介君】 景観行政につきましては、まちなみ景観課というところで所管しておりますが、本日は出席していませんが、当然、景観という観点も非常にまちづくりの上では重要だと考えておりますので、十分連携してやっていくという中で、八王子市の景観計画、そういったものに基づいてやっていくことになろうかと思っておりますので、そちらとの連携を今後強めていきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 よろしいですか。ほかに質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【村尾公一君】 ないようですので、続いて報告事項4、市街化調整区域における地区計画の運用方針(元八王子町学校用地地区)(素案)について御報告願います。倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 それでは、報告事項4について説明をさせていただきます。資料といたしまして、こちら3つございます。報告事項資料ということで、A4縦の1枚もの、別紙1、参考資料といたしましてパワーポイントのつづりでございます。別紙2とい

たしまして、今回御説明させていただきます地区計画の運用方針の素案となります。

それでは、本件の内容について御説明をさせていただきます。A4縦の報告事項資料を御覧ください。

1、報告趣旨を御説明いたします。市街化調整区域の既存の開発地における適正な土地利用を目的とした地区計画の策定に向けて、市街化調整区域における地区計画の運用方針の素案を取りまとめたことから、その内容について御報告をさせていただきます。

次に2、報告内容について、別紙1のほうで御説明をいたします。パワーポイントのほうを御覧ください。

ページ2に、対象区域についてお示しをしております。まず、対象区域についてでございますが、共立女子学園が所有する敷地の約20ヘクタールのうち、西側の約2.6ヘクタールが今回の対象区域となります。都市計画につきましては、市街化調整区域の第一種中高層住居専用地域となっております。

資料3ページを御覧ください。これまでの経緯についてでございますが、本地区は大学施設として開発許可により、かつて整備をされたものであり、こちらも転用によりまして都市計画法が及ばない駐車場や資材置場、太陽光発電施設に転換された場合、周辺への住環境へ大きな影響を与えることが想定されます。

4ページを御覧ください。対象地区の都市計画マスタープランの位置づけについてでございますが、土地利用の方針では、大学などが立地する公共公益施設と位置づけておりますが、大規模な土地利用転換が想定される際には、これまでの土地利用の経過を踏まえ、既存の用途規制を前提とせず適切な土地利用を図ることとしております。

5ページを御覧ください。続いて地域づくりの方針では、当該地区は西部地域に位置しておりまして、自然環境の保全や調和を図りつつ、交通ポテンシャルを活かした新たな地域づくりと暮らしやすさの創出と活力あるコミュニティづくり、丘陵地のみどりを活かした景観保全などを地域の将来像として位置づけてございます。

6ページを御覧ください。次に、本市の工業系用途の現状について御説明をいたします。グラフは工業系用途地域内での工業敷地面積の変化を示したものでございます。平成24年度から平成29年にかけて準工業地域の工場敷地面積は増加傾向にございますが、戸吹北地区やみなみ野地区など大規模な新規画地を除きますと、既成市街地においては約5ヘクタール減少しておりまして、産業系用地の確保が市としての喫緊の課題となっております。

7ページを御覧ください。このような状況から、既に大学施設として基盤が整備されている本地区において、周辺の住環境は自然環境と調和した産業系土地利用を誘導し、市の産業の振興と地域の活性化を図るべく、都市計画法第34条第10号に規定されている市街化調整区域の地区計画を策定するものとしたしました。

8ページを御覧ください。ここからが地区整備計画の内容になります。まず、地区計画の対

象範囲についてでございますが、学校用地の処分に伴い土地利用転換が想定される市道西側の用地約2.6ヘクタールといたします。

9ページを御覧ください。地区施設の配置についてでございますが、かつて学校施設が立地をしていた範囲を活用可能区域と設定し、地区施設として周辺に緩衝緑地を設けるとともに、周辺の斜面地を緑地として位置づけ、残存させることで自然環境の保全を図ります。

10ページを御覧ください。左側が、かつて学校施設が立地していた際の航空写真であり、右側が地区計画において、地区施設、緑地を配置したイメージとなります。既存の緑地を保存するとともに、緩衝緑地の分、緑地面積は増加するような土地誘導を図りたいと考えてございます。

11ページを御覧ください。誘導する建築物の用途についてでございますが、立地していた学校用途に加え、研究所、研修所及び工場などの新たに位置づけを行います。なお、記載されている用途の建築物のみ建築可能とする限定列举の形での記載とし、確実な土地利用の誘導を図りたいと考えております。なお、現在指定している用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域から無指定に変更いたしまして、意図しない開発や建築の立地を防止いたします。

12ページを御覧ください。④の容積率、建蔽率、敷地面積の制限につきましては、容積率は150%、建蔽率は50%を上限に、現在の良好な環境が確保されるように適切に定めます。また、敷地面積の最低限度についても、市の特性において適切に定めるものといたします。

⑤壁面の位置の制限についてですが、周辺の居住環境と調和した環境を確保されるように、緩衝緑地等を設けることといたします。

13ページを御覧ください。⑥高さの最高限度についてでございますが、丘陵地の稜線など周辺の自然環境及び住環境と調和した良好な景観を確保されるよう、適切に定めるものといたします。

⑦の緑化率の最低限度についてでございますが、こちらも自然環境や住環境との調和が確保されるように定め、本市の市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例に定められる緑地の60%とございますが、こちらを参考に適切に定めるように記載をいたします。

14ページを御覧ください。続いて共通事項でございますが、基盤整備、防災、緑地の管理、景観、環境配慮事項などについて定め、建物、立地におきまして、ゼロカーボンが達成されるような市への施策への貢献等も位置づけてまいりたいと考えてございます。

以上が説明の内容になります。

最後に、報告事項資料にお戻りください。資料の下方、3、今後のスケジュールについてでございますが、6月3日から7月2日までパブリックコメントを実施いたしました。その後、それらの御意見を踏まえまして、8月上旬に運用方針を策定し、8月下旬以降に地区計画の策定に着手したいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

◎会長【村尾公一君】 ただいまの報告に対しまして、何か御質問がありましたらお伺いいたします。望月委員。

◎第9番【望月翔平君】 御報告ありがとうございます。本計画については、事前に住民の方々にも説明会を開かれているということでお聞きをしていますけれども、この説明会等で住民の皆さんなどから、こういった懸念とか意見が寄せられたのかをまず御報告いただきたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、先ほど説明をさせていただきましたパブリックコメントを6月3日から、さきの7月2日までの30日間行わせていただきました。また、その期間中に、6月4日の火曜日夜刻から長房ふれあい館において、地域の皆様に対する説明会を開催いたしました。6名の方の参加がございまして、御意見といたしましては、周辺に宅地開発が予定されているといったこともございまして、そちらと相まって、今回こちらの土地利用誘導により、産業系の土地利用が実現された際には、地域に交通量の負荷が増えるのではないかとといったようなことを御心配することをいただきました。その中では、市としても、そちらを当然課題として設定をございまして、先ほど御説明をさせていただいたパワーポイントの資料の11ページにも示しますように、新たに研究業務施設、研修施設、工場などを誘致するという形で示しておりましたが、用途の例示のほうに、工場などは発生交通量が明らかに多いものについては規制をするという形で対応するといったような御説明をさせていただいたところ、そのようにしてくださいということで御了解をいただいているところです。

主な御意見としては以上になります。

◎会長【村尾公一君】 望月委員。

◎第9番【望月翔平君】 ありがとうございます。懸念に対する対応というところにおいては、今御説明いただいたように、11ページで、用途を具体的に明示しているということで、これで認識をしました。

一定程度、もともとの経過として想定しないというか、無秩序な影響が大きい開発を避けるというところで、この地区整備計画をつくられておりますので、そういう点では大丈夫かなというふうにも思うのですが、今後このような想定する用途が不調に終わったときに、その後、どういうふうにしていくのかというところ、もしあれば伺いたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 現段階から不調を想定はしていないところでございますが、そういったことがないように、産業の立地の場所としては、ある程度ポテンシャルがあるところというふうに考えておりますので、そちらのニーズを踏まえつつ、ただ、新たな施設が立地することによって、周辺の住環境を、お住まいの皆様さんに御心配、新たな直接的な影響が

あつてはならないという観点で、しっかりこの運用方針を基に、中身については、そういったことがないように、しっかりつくっていきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 望月委員。

◎第9番【望月翔平君】 住民の方からも、今、課長も触れていただいたのでいいのですけれども、やはり産業用地というところで活用される場合に、近隣住民と宅地等への影響がないようにということが、やっぱり住民の皆さん含めて最大の心配だというところで、ちょっとこのタイミングで質問するのも、なかなか早いかないとも思ったのですが、今、明確に答弁いただきましたので、了承しました。

経過の中で書かれているもう一つのところですが、斜面地等における崩落の危険もあることから適切な保全と管理を求められているというところも表現としてありますけれども、具体的に、この辺の緑地についての保全について、基本的には大学のほうで管理をすることだと思っておりますが、その点で住民の皆さんだったりとか、現地の状況を踏まえて何かあれば教えていただきたいと思っております。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 ありがとうございます。基本、こちらは共通事項等にお示ししておるように、現在はもちろん大学様のほうで管理をされているのですが、予定日程で行われ事業が着手される際には、事業者様のほうでしっかり自己の用地、保全をされるようにということで地区計画の方針にもうたってもらいますし、実際に地区計画のほうにも、土地への方針等に記載するというところで促してまいりたいというふうに考えてございます。

実際、現地の置かれている事象といたしましては、先ほど開催をさせていただいたという説明会の中で、地元の方から、ここだけではないのですが、市の緑地で心配をいただいております。ナラ枯れが発生しているといったところで、大学用地も昭和の戦後間もない30年代に利用され始め、結構既存の広葉樹に古木が多く、ナラ枯れも目立ち、敷地の境等で周辺に倒れてくることを懸念される声もいただいておりますので、現在の管理者並びに将来の管理者についても、市といたしましても、そういった御心配があるといったところはしっかりお伝えをして、対応いただくような運用をしてまいりたいというふうに思っております。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御質問ございますでしょうか。中村委員。

◎第3番【中村公彦君】 初回参加で進行にあまり慣れていないので、報告事項1に戻ってしまうのですが、質問を1個させていただいてもよろしいでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 どうぞ。

◎第3番【中村公彦君】 特に今日の御説明では、特段リファーマーはされていませんでしたけど、分厚い資料のマスタープランの本体のところでも1点だけ、少し細かい点で恐縮ですが、具体的には最後のほうの129ページ辺り、特に今日御説明はなかったもので、どういう御議論なのかという、そういう観点の質問になります。マスタープランの評価と見直しの項目になっ

ています。お聞きしたいなと思いましたが、前半の（１）、これは赤字になってないので、今回の改定の範囲ではないのだろうなというふうには当然読み込んだんですけども、何となく重要な点かなとも思いましたので、ちょっと申し訳ないですけど、初回ということですので御質問をさせていただきたいと思います。

具体的には、ベンチマーク指標云々というところの言及がありますので、こういうものがあれば評価とか見直しに、かなり補足する内容になってくるので一つのポイントかなと思ひました。「検討します」と真ん中辺りに、ベンチマークの検討みたいなのが出ているので、ここら辺の検討状況をまずお聞きしたいのと、それから、もう少し考えましたのは、割と定性的な目標設定が多いのですが、都市計画と定量評価というのはなじみが悪いのかもしれないですけど、できるところでは定量評価みたいなのがあれば、こういうような評価と見直しのところに資するのではないかなというふうに思ひまして、まずはその現状の検討状況を教えていただけると大変ありがたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 ありがとうございます。都市マスの今後の進捗管理、評価といったところです。こちらについては、都市マスに限らず、先ほどございました総合計画などにおきましても、市としては、こちらに書かれているようなアウトプットの指標ではなくアウトカムの指標をそれぞれ行政評価の各施策の評価に設定しているところで、それぞれの施策の目標値に定めている部分がございます。そういったものを共通指標といたしまして、まちづくりにおきましても、地域の皆様にアンケート調査等を行う中で、交通やまちづくりに対する満足度などをアウトカムの指標として設定をし、まちづくりの進捗に対する市民の皆様への満足度等を評価指標として今取り組んでいるところでございます。

◎会長【村尾公一君】 よろしいですか。中村委員。

◎第3番【中村公彦君】 それはマスタープラン的なところには、何か落とし込みはされないのですか。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 この中では、行政評価に市の中で取り組む中で、各施策共通して、毎年その指標は、達成状況について各所管で確認をし、施策の実施状況について確認、評価をしているところでございます。

◎会長【村尾公一君】 よろしいですか。

◎第3番【中村公彦君】 最後にしますけど、それは市民レベルでは、それを拝見するというようなチャンスはあるのでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 それぞれそういった施策の進捗状況、評価については、市のホームページ等で公開させていただいております、まちづくりに関する項目として、そ

それぞれの取組と実績、評価の結果、我々がどう捉えているか等も含めて公開させていただいているところでございます。

◎会長【村尾公一君】 よろしいでしょうか。
.....

◎会長【村尾公一君】 それでは、これをもちまして本日の会議を閉会いたしますが、最後に事務局より連絡がございます。

◎都市総務課長【秋山三成君】 本日は、審議会の進行に御協力いただき、ありがとうございました。次回の審議会は本年11月頃を予定しておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上になります。ありがとうございました。

◎会長【村尾公一君】 御苦労さまでした。

[午後3時04分閉会]